

資料提供(投げ込み) 平成30年3月29日(木)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 長脇 勝

津市地域防災計画（平成29年度修正）等の要旨について

津市地域防災計画の平成29年度修正が決定されましたので、下記のとおりその要旨を公表します。

記

1 概要

本市では、近年の大規模災害の教訓を反映させるなど、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、継続した見直しを行っています。

今年度は、水防法改正に伴う対応を津市地域防災計画へ位置付けたほか、情報伝達手段の強化や、ため池ハザードマップ作成による防災対策等の修正を行い、平成29年10月27日開催の第1回津市防災会議で当該計画の修正案を公表しました。

その後、防災会議委員やパブリックコメント手続きにより寄せられた意見等に対する検討の結果を加え、平成29年度修正案として取りまとめ、災害対策基本法第42条の規定に基づき、平成30年2月2日に開催した第2回津市防災会議で審議、決定しました。

2 主な修正内容

(1) 水防法改正に伴う対応（風水害対策編）

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成28年8月の台風第10号の教訓から水防法が平成29年6月に改正されたことに伴い、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と訓練実施が施設管理者等に義務化された旨を記載しました。

(2) 防災基本計画修正に伴う対応（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編）

ア 避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達

平成28年8月の台風第10号の課題を踏まえ、避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達する旨を記載しました。

イ 避難所の運営管理

指定管理者を含めた避難所運営の必要性が生じていることから、指定避難所における指定管理者と避難所運営に係る役割分担を定めるよう努める旨を記載しました。

ウ 建築物の安全化と非常時の電力確保

災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するとともに、停電時にも、防災拠点の機能継続を可能とするため、必要な出力の非常用電源設備を備えるよう努める旨を記載しました。

(3) 情報伝達手段の強化

本市における災害時の緊急情報については、屋外拡声子局を通じた同報系防災行政無線による放送のほか、その機能を補完する津市防災情報メールなど様々な手段を講じて伝達していますが、新たな災害情報の伝達手段として、三重エフエム放送株式会社（以下「FM三重」といいます。）と災害時の緊急放送に関する協定を結び、災害時の放送について連携を強化するとともに、FM三重による番組放送を活用した緊急告知ラジオを追加しました。

(4) ため池ハザードマップ作成

ため池の決壊等に備え、被害想定区域や避難場所等が表示された、ため池ハザードマップの作成を行い、防災訓練等に活用し地域住民の自主防災意識の向上を図る等、ため池の防災対策や災害時の被害軽減に役立てる旨を記載しました。

(5) 特別警報発令時における対応

従来、特別警報発令時には市内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、全ての避難所を開設していましたが、河川及び土砂災害の避難勧告等発令の判断基準等に基づき発令を行うこととし、状況に応じて必要な避難所を開設する旨を記載しました。

(6) 福祉避難所の開設

福祉避難所の円滑な開設運営に資するため施設管理者との連携も含めた協議を進める旨を記載しました。

(7) 広域避難体制の明確化

津波災害予防対策としての広域避難体制について、本年度オープンした津市産業・スポーツセンターを広域避難の拠点あるいは避難所としての活用を図り、建設計画中の(仮称)津市津南防災コミュニティセンターを広域避難の拠点として整備するほか、収容しきれない他地域からの避難者を、他の避難所へ移送するため、十分な避難スペースを確保するとともに、沿岸地域からの広域避難計画を策定し、移送体制を整備する旨を記載しました。

(8) 津波避難対策

津波避難対策について、津波注意報が発令された場合の発令基準及び避難勧告等の伝達方法が示されている部分を避難勧告等の発令基準の説明として、津波警報等の説明を記述するよう修正を行うとともに、外国で発生した遠地津波による対応を追記しました。